

CAPS Newsletter

The Center for Asian and Pacific Studies, Seikei University

No.92 October, 2006

目次

巻頭言：「トランスナショナルな共生」を目標に 所長 鈴木健二	1
センター交流招聘 The Rules of Confiscation in the Criminal Law of China Xie Wangyuan	2
センター主催拡大研究会 拡大研究会報告記事 演題：中国刑法における没収制度及びその問題点 講師：謝望原（中国人民大学法学院教授） 法学部教授 金光旭	3
国際的学術活動 「アメリカ社会学会・モントリオール大会に参加して」 文学部講師 小林盾	4
「韓国における国際会議発表と今後の連携」 文学部教授 大久保洋子	5

雑誌論文から

アジアの都市研究 特別研究員 川上代里子	6-7
-------------------------------	-----

本を読む

『心とことばの起源を探る 文化と認知』 文学部助教授 森雄一	8
---	---

CAPS 現地調達レガ

「記憶と痕跡、そして 声」ICANOF MEDIA ART SHOW 2006: TELOMERIC Vol. 3 より 特別研究員 小宮山真美子	9
---	---

プロジェクト活動状況報告

PICK UP 「アメリカの表象」プロジェクト “Reinscribing Loss: Soseki and the Russo-Japanese War” D. CUONG O’NEILL (University of California, Berkeley East Asian Languages and Cultures) CAPS 事務局	10-11
--	-------

交流コーナー

.....	12
-------	----

巻頭言：「トランスナショナルな共生」を目標に

所長 鈴木健二

アジア太平洋研究センター（CAPS）は、その中長期的な研究目標を設定すべきではないか、という意見をしばしば賜ります。共同研究プロジェクトもばらばらなものでなく、ひとつの方向性をもったものに統一したほうがよい、ともいわれます。

たしかに「そのことなら、ここへ行けばわかる」といった特色のある研究機関は、自然と世間にも注目されます。学術研究がますます専門化・細分化されていますので、単なるオールラウンドでは沢山の大学研究機関の狭間に埋没しかねません。「CAPSはいかにあるべきか」を考えていくなかで、私たちもCAPSの“特化”について検討し続けてきました。

ただ、CAPSは成蹊大学唯一の常設研究機関です。本学のような規模の大学では、いくつもの研究機関を持つのは無理ですから、CAPSはどうしても全学部・全研究科を意識したものにならざるを得ません。狭い分野に特化してしまうと、ほかの研究者を遠ざけてしまう懸念があるからです。

CAPSが創設された25年前、私たちの先輩たちもCAPSの研究目標について、侃々諤々の議論を重ねました。その結果が「近代化」であったことは、前号でご報告したとおりです。まさに時を得た、格好の研究目標だったと思います。しかし四半世紀たった

現時点に立って考えますと、「近代化」もやや古色蒼然としてきた感じがしないでもありません。できればここで、やはり模様替えをすべきなのでしょう。

本学すべての研究者の関心を糾合できて、しかもCAPSに一本の背骨の入った研究目標を設定すると、これはすこぶる難しい問題です。ここは、どうしてもみなさんの叡智を借りるほかありません。

ひとつのたたき台として、2つの言葉を提案したいと思います。「共生」と「トランスナショナル」（「インターナショナル」ではありません）です。

かつて「多文化主義」という言葉が確信を持って語られたときがありました。ところが、『文明の衝突』といった類いの本が書店を占拠するようになり、昨今は宗教や文化、民族・人種の差異をかざした議論が、声高に語られています。「テロ」と「反テロ戦争」の終わりなき戦いが繰り返されようともしています。

だから今こそ、地球上の、なかでもアジアでの「トランスナショナルな共生」を模索して、思考を重ねていくべきと考えるのです。その実験はすでに欧州で進められています。この2つの言葉を参考に提示することで、みなさんにもっと深みのあるCAPSの研究目標を考えていただければ幸いです。

センター交流招聘 The Rules of Confiscation in the Criminal Law of China

Xie Wangyuan

[Professor and Vice-Director of the Center for Criminal Jurisprudence at Renmin University of China (National Key Research Base), who studied in the Center for Asian and Pacific Studies at Seikei University from July 1 to August 1, 2006]

The rules of confiscation are provided in the 1979 Criminal Law and the 1997 Criminal Law of China. As a kind of attached penalty, there are 22 sections provided in the 1979 Criminal Law and 53 sections provided in the 1997 Criminal Law.

In fact, there are two kinds of different confiscations in nature in Criminal Law of China, one is one of the attached penalties, and another is a measure of non-penalty. The former is provided in Section 53 of Criminal Law, e.g. “One part or all of the property which belongs to the criminal can be confiscated. When all of property that belongs to the criminal is confiscated, some necessary property that the criminal himself and his close relatives make living on should be retained. The property which belongs to the criminal’s dependents can not be confiscated.” As one of attached penalties, confiscation has a feature as follows: the criminal’s property obtained by whatever legal or illegal way, one part or all of them will be freely deprived of by the State. The latter is stipulated in Section 64 of Criminal Law, e.g. “All of property that the criminal obtains illegally should be pursued, or order that the criminal deliver over what he gets through his deviant activities and return the property to the victim in time; the illegal articles and all things that are used to crimes should be deprived of.....” This kind of confiscation has a characteristic as follows:

it is a measure of non-penalty, and only those things related to some crimes are confiscated under Section 64.

There are remarkable differences between the confiscation as a kind of attached penalty and the measure of non-penalty. The former is based on the purpose to retaliate crimes which were committed, and as one of attached penalties, it is only applied to those crimes to be punished simply with confiscation or punished with other penalties and confiscation, which can be clearly stipulated in the special part of criminal law. The latter is based on the purpose of defense of society or prevention of crime; as a measure of non-penalties, it more seems to be a kind of compulsory measure in criminal procedure to some extent, and it dose not cause some results of penalty; it can be applied to all crimes, in other words, the whole property that the criminal obtains illegally and the property which belongs to the criminal himself is used to crime should be pursued or confiscated.

It is notable that confiscation as a kind of penalty is now not stipulated in criminal laws of most western countries. It’s time for China to reform the rules of confiscation in the Criminal Law.



センター主催拡大研究会 拡大研究会報告記事

演題：中国刑法における没収制度及びその問題点

講師：謝望原（中国人民大学法学院教授）

法学部教授 金光旭

アジア太平洋研究センターの招聘研究員として、2006年7月1日から8月1日までの1ヶ月間、中国人民大学法学院の謝望原教授が成蹊大学に滞在した。謝先生は、刑法及び刑事政策がご専門であるが、とくに刑罰論においては、中国でもっとも権威のある研究者の一人として知られている。

近年、犯罪による不法収益の剥奪が刑事政策上重要な課題として浮上していることから、今回の講演の演題として、中国刑法における没収制度の紹介をお願いしたところ、ご快諾いただいた。講演においては、没収に関する中国の現行制度が詳細かつ分かりやすく紹介されただけでなく、そこに存在する問題点も鋭く指摘された。謝先生の問題提起は、日本の財産刑制度を考えるうえでも大いに参考になるものであった。

謝先生の紹介によると、中国の没収制度には、刑罰的な性格としての没収と保安処分的な性格としての没収の2種類が存在しており、前者は、付加刑として、犯罪者個人が所有する一般財産の全部又は一部について行うものであるのに対し、後者は、犯罪等によって不法に取得した財産や禁制品及び犯罪に供用された財産について行うものである。前者の付加刑としての没収刑は、犯罪者の一般財産を対象とする点では、日本の罰金刑にも共通する性格をもつ制裁といえるが、生命刑や自由刑に付加して科される点、金額の上限についての定めがなく、犯罪者の全財産を対象としうる点などを考えると、罰金刑より遥かに重い制裁といえよう。この点については、罪刑均衡の原則に反するのではないかと、結果的に犯罪者の親族に責任を転嫁させ個人責任主義に反するの

ではないかなどの批判が学界から提起されていること、さらに、金額に関する具体的な基準がないことから、裁判所の刑の適用も困難になっていることといった中国国内の問題状況が紹介された。なお、後者の保安処分としての没収については、主に、中国も署名・批准した「国連腐敗防止条約」において求められている没収制度との比較から問題提起され、没収の対象範囲、外国の刑事裁判の国内承認及び執行、犯罪者の死亡・逃亡・欠席裁判の場合の没収等の問題に関する現行法の不備が検証され、国内法の整備の必要性が指摘された。日本の財産刑制度においても、程度の差があるものの、犯罪者の財力から生ずる不公平の問題や、犯罪者死亡・逃亡の際の没収不能の問題などが存在しており、謝先生の問題指摘は、日本の現行制度を考える上でも示唆に富むものといえよう。

講演会には、多くの学生が参加し、質疑応答においては、講演の内容に限らず、中国の刑罰制度一般について活発な質問がなされた。ホスト教授として、謝先生及び参加者の皆さんに心からお礼を申し上げます。



国際的学術活動 「アメリカ社会学会・モンリオール大会に参加して」

文学部講師 小林 盾



国際的学術助成をえて、8月中旬にアメリカ社会学会のモンリオール大会で発表してきました。「アメリカ」社会学会なのに、これまでモントリオールなどカナダで開催されたことがあるそうです。モンリオールのプロ野球チーム「モンリオール・エクスポズ」も、アメリカのメジャーリーグに所属しています。

学会は、Palais des congrès de Montréal という展示場で、4日間開かれました。アメリカの社会学者のおおぐが参加しますし、私のように他の地域からも集まります。そのためかなり大規模になっており、並行して40ほどのセッションがつねに進んでいます。私は2000年から毎年参加して発表していますが、いまだに全体像を把握することができません。

私の発表は、Mathematical Sociology 部会で、Labor Mobility and Free-riders in the Workplace: A Survey on Japanese White-collar Workers というタイトルで行いました。転職が労働者のモチベーションにどのように影響しているのかを、日本人を対象として全国調査で調べたものです。転職を経験した人ほど、よく働くようですが、どうじにそうし

た人は転職を希望しています。このように、労働市場の流動化は、組織にとって両義的な意味をもつことを報告しました。

会場からは、「大企業と中小企業では、メカニズムが異なることはないか」「転職経験に加えて、在籍年数の影響はどれほどあるのか」といった質問がでました。今後の課題を明確にすることができたと思います。

また、いくつかのビジネスミーティング(部会総会)にも参加しました。Mathematical Sociology 部会総会では、次回の日米数理社会学会議で日本側オーガナイザーを引き受けることになりました。Rationality and Society 部会総会では、ひきつづきニューズレターの編集委員に任命されました。

モンリオールの街は、フランス語と英語、欧米人と移民、ヨーロッパ風の石畳の旧市街とアメリカ風の摩天楼の新市街がそれぞれ溶け合って、独特の活気を作り出しているようです。地中海料理店でクスクス、チャイナタウンで飲茶などを楽しみました。ただ、夜は寒いほどで、暖房を入れる日もありました。



研究、人的交流の両面で、とても得るものの多い学会参加となりました。

国際的学術助成報告 International Sport Science Congress (8/21 ~ 8/23)

韓国における国際会議発表と今後の連携

文学部教授 大久保洋子

2006年8月20日、金浦空港で国際学術大会関係者の出迎えを受け、車で40分ほど北西に位置する龍仁(ヨンイン)市に向かいました。その間、予想を超えて驚かされたのは、市街地の車輛の波と高層ビルやマンションの建築ラッシュ、そしてパソコンと携帯電話の普及率の高さです。オリンピックや日本と合同開催したサッカーの世界カップなどによって、近代化のスピードをあげて過密都市になり、IT先進国にもなっていることを、あらためて認識したものです。

私が海外招聘学者として出席した大会は、International Sport Science Congress(国際スポーツ科学学術大会)。外国から招聘されたのは、イギリス4名、アメリカ12名、オーストラリア2名、日本7名の教授たちです。

翌21日は、大会役員と海外招聘学者との懇親会が開催され、所属大学・専門分野・研究テーマなどを含めて自己紹介をした後、「プルコギ」の鍋を囲みながら、互いに自分の大学の特色や力を入れている研究や事業などの情報交換ができ、私にとっても大変に有意義な機会が得られたと思っています。

懇親の後は、大会会場となる龍仁大学(武道・スポーツ・芸術などの総合大学)に移動し、大会の開会式に出席しました。ホールの壇上には、大会役員(大会会長、文化・観光大臣、県知事、オリンピック委員会委員長)と海外招聘学者が並び、それぞれが紹介された後、記念撮影まで日程のうちなのです。

22日からは、韓国の学会メンバーによる一般発表と海外招聘学者の特別発表が行われました。私の演題は、Independent Support for Senior citizens and Pre-

ventive care(高齢者の自立支援と介護予防 ADL回復・維持の促進)、英文レジュメ、韓国語のパワーポイント、VHSを用いて、高齢者福祉における自立支援と介護予防がいかに重要であるかを論じました。また、30年以上も継続してきたスウェーデンと日本の福祉と介護予防の研究、その理論と方法を実践するための社会的な活動(介護予防に関する講演・講習など)についてもふれながら、約1時間の発表でした。

韓国の少子化は、日本よりもさらに深刻な状態になっています。2008年に介護保険が施行されるため、介護予防促進の方策についての様々な質問があり、関心の高さを知ることができました。また、「介護保険における介護予防の促進」の研究と実践活動のモデル構築に向けて、韓国の学者や関係者と提携し協力することを約束してきました。今後の研究に向けてたびたび韓国を訪れて連携を高め、国際学術研究の成果を得たいと願っています。

文末になってしまいましたが、この大会に招聘して下さった韓国の学会関係者の方々、旅費を助成していただいたアジア太平洋研究センターに、心より感謝の意を表します。



大会役員とともに。龍仁大学にて

雑誌論文から

アジアの都市研究

特別研究員 川上 代里子

当センターでは独自の資料収集を行っており、資料室では、和洋図書、学術雑誌、紀要、統計資料等を所蔵しています。所蔵資料の詳細は、大学図書館OPACから検索できます。学部学生のみなさんの利用も可能です。今回は、資料室所蔵資料の中から、英文雑誌 *Pacific Affairs* と和雑誌『**アジア都市研究**』を紹介し、まず、*Pacific Affairs*の最新号では、「グローバル化と東南アジアの都市」というテーマで特集が生まれ、以下の論文が掲載されています。

Pacific Affairs Vol.78, No.4

“ Introduction: Globalization and Southeast Asian Capital Cities ”

K.C. Ho

本論文では、様々な第三世界の都市研究を提示し、東南アジアの都市のグローバル化に対する見解を述べている。まず、東南アジアの都市のグローバル化は一元的な西洋化の過程ではなく、研究するには個々の都市の持つ地域特性を考慮に入れるべきであるとする。アジア諸国でのナショナリズムの高まりは、首都が国家やその歴史を象徴する政治的機能を可能にした。そして首都への財や人材、機能の集中は植民地時代からの特性であるが、グローバル化によって首都と地方との格差は拡大し、国家は競争的環境の中で格差の是正を怠っている。国家の安全や安定のためにも、この問題への対応が必要であると主張されている。

“ Local City, Capital City or World City? Civil Society, the (Post-) Developmental State and the Globalization of Urban Space in Pacific Asia ”

Mike Douglass

本論文では、ジャカルタ、バンコク、シンガポールを例に、グローバル化に直面した諸都市における、市民社会のための公共空間形成の困難さに焦点を当てている。アジア太平洋地域の公共空間は、1960年代から多くの場合90年代まで、開発独裁の名の下に政府のコントロール下にあった。しかし中産階級の台頭や経済成長、グローバル経済の影響に

より、政府は民主化や経済自由化を迫られることとなった。その結果多くの場合、政府は開発独裁体制のまま市民社会をコントロールし、グローバル経済に向けては開放政策をとった。

ジャカルタでは、市民社会のコントロールのために、公共空間の直接的排除が行われてきた。公共の場所における無許可の集会の禁止や反体制運動の監視が行われ、現在でもこれらの場所をフェンスで囲うなどの防備が行われている。

1990年代までに、アジアの主要都市は、植民地経済を脱して新興工業地域へと成長し、人口、経済の規模が拡大した。そして、フランチャイズ企業の進出やショッピングモールの建設、観光産業の成長によるテーマパークなどが出現した。バンコクでは都市空間の再編が行われ、開発プロジェクトが反対運動に直面している。またグローバル経済による労働力の移動も、都市空間の再編を促す。シンガポールにおけるフィリピン人労働者は、ショッピングモールで休日に集まることを習慣としていたが、ショッピングモールの経営者によって、排除された。この事は、移民たちが公共空間を持つ困難さと、排除の主体に国家のみならず企業が加わったことを示している。本論文では、グローバリゼーションは、都市を再形成させるが、その公共空間との関係は複雑で、むしろ商品文化のための空間を生み出すものだとは結論付けている。

“ The Cultural Role of Capital Cities: Hanoi and Hue, Vietnam ”

William S. Logan

本論文では、ベトナムの首都ハノイとフエの事例から、グローバリゼーション下の都市開発と文化遺産保護の関係を述べている。首都は、その居住者の住処であり、国民全体のために経済活動の中心となり、国内のおよび対外的に国家を象徴する機能を果たさなければならない。そして同時にグローバル経済に参入していただくだけの都市機能(証券取引所、国際銀行や交通輸送システムなど)を持つことが期待されている。ハノイでは、経済成長により、これら

の機能を備えるべく開発がおこなわれ、数々の遺跡はその障害と見なされてきた。しかし文化遺産は、ハノイが首都として国家の象徴という政治的機能を果たす際の重要な資源である。そしてこれらの文化遺産は、1990年代には海外からの観光客を惹きつけ、観光産業を成長させた。そのため近年では、開発における文化遺産の重要性が認識されるようになり、本論文もその傾向を支持している。一方ハノイと比較して旧首都であるフエは衰退している。植民地下の帝国の首都としての歴史は、社会主義政権にとって不都合であることから、政治的機能も期待されていない。本論文では、フエの発展のためには、都市としての新たな役割を模索し、無形文化財も含めた文化遺産を核とした開発を行うことが必要であると述べている。

上記の論文と同様に、アジアの都市に関する論文が掲載されている雑誌としては『**アジア都市研究**』がある。以下にその雑誌に掲載されている論文を紹介いたします。

『**アジア都市研究**』Vol.3, No.4

「**アジア都市におけるにぎわいの構造(3)**

「**街路上の賑わいと密度の質的多様性**」

馬場健彦・佐伯静香・小倉一平・南博文・出口敦

本論文では、都市の魅力の一つに住民や財・サービスの高度集積を伴う“にぎわい”をあげている。そしてこのにぎわいをもたらす都市の高密度環境は、都市の成長に不可欠でありながら、人間の生活の場としては不適切で劣悪な環境とされてきた。アジア諸都市は欧米と比較して特異的な密度の高さを持つため、欧米諸国をモデルとした都市環境についての考察によれば、アジア諸都市は欠陥都市とされる。しかしアジア諸国の都市は、欠点を持ちつつも活発でにぎわいに満ちている。本論文では、都市研究における密度を検討し、高密度環境を肯定的に評価する視点を提示する。

調査方法としては、台湾の夜市地区とハノイの旧市街で現地調査が行われた。街路上の人々を地図に転記し集計して密度を算出し、座る、立ち止まるといったアクティビティが観察された。

本論文は、高密度を安易に不快へと結びつけることを危険とし、密度の多元的評価の必要性を主張す

る。街路上に滞留する人々のアクティビティは多岐に亘り、異なる質の密度が観測された。また空間的、時間的な密度の濃淡が存在し、時間 空間軸上のスペースに複雑な密度のパターンが存在した。街路の利用者は、これらのパターンを選択することが可能である。結論として、現実の都市の密度環境を評価する際、実世界の密度の様々な変動のリズムを考慮する事の必要性が述べられている。

『**アジア都市研究**』Vol.4, No.2

「**ハノイ旧市街に見る路上の活動 簡素な露店の持つ機能とその成立の背景**」

馬場健彦・小倉一平・南博文

本論文は、先の論文と同じくアジア諸都市の高密度環境を肯定的に捉え、アジア諸都市には、高密度都市環境にうまく対処して、メリットを最大限に生かす独自の手法や構造があると主張する。そして街路上での賑わい空間を構成する露店や屋台などの仮設店舗を取り上げ、街路上でそれらの占有物が果たす役割を評価しようとする。調査方法は、ハノイの旧市街地区の3本の街路で、路上の物品や人物の位置を、事前に用意したベースマップに記録し、合わせて内容が明らかな活動内容も記録した。

本論文では占有物の中で、テーブルが「集わせる力」を持つことに注目する。そして路上のテーブルの主な使用目的である茶屋が、滞留者密度の高い街路でさらに高密度に人々を惹きつけていることから、高密度即ち不快と一元的には捉えられないと述べる。商業と居住が集積する高密度都市環境では、地域外からの来訪者の存在は、商業活動に必要である一方、私生活空間にとってはストレスとなるという矛盾を抱えている。そこで茶屋のテーブルは、地域外からの来訪者の行動を監視・統制・案内する機能を持つ。本論文では、地元の居住空間への来訪者の無秩序なアクセスを防ぎ、その関係を調整する茶屋のある場を界面空間と呼び、日本でのこの空間の可能性も示唆している。

アジア太平洋研究センター資料室

利用時間：月～金 9：30 16：30
土 9：30 11：30

* 土曜日は職員の勤務状況により閉室の場合有。

* ご利用の際には教職員証、学生証が必要です。

本を読む 『心とことばの起源を探る 文化と認知』

(マイケル・トマセロ著 大堀壽夫・中澤恒子・西村義樹・本多啓訳 勁草書房 2006年2月20日刊行)

文学部助教授 森 雄一

「人間と他の霊長類を隔てる知的特質とは何か」という問いと「人間はどのように言語を習得するのか」という問いは、前者は霊長類学、後者は言語学という全く別の学問分野でそれぞれ重要な問題の一つとして扱われてきた。本書では、それぞれの問題と格闘してきた前人の研究を的確に批判し、新たな視点から捉え直し、しかもその二つの問題への解答を統合するという知的なアクロバットがなされている。霊長類の知的能力の研究と人間の言語発達研究の双方に、長年実証的に取り組んできた本書の著者、マイケル・トマセロをもって初めて可能となる離れ業であろう。

最初の問いへのトマセロの答えは、次のようなものである。人間以外の霊長類は、同種の他者を自発的な自律行動のできる有生の存在としては理解しているが、意図を持った主体としては理解していない。それに対し、人間は、同種の他者を意図を持った主体として理解しているという点に違いがあるということである。いわゆる「心の理論」研究で、必ずしも分明でなかったこの区別については、本書の鍵概念として精緻に論じられている。本書は、人類にのみ爆発的な知的進化が起こった理由として、「二重継承理論」を提唱するが、それは他の霊長類と同じ遺伝子的な継承と、他の霊長類にはない文化的な継承の両者があいまってなされたと考えられるものである。この文化的継承の基盤として、上述の人間特有の能力を設定することが本書の重要な論点となっている。

そして、上記の鍵概念は、二つ目の問いへの答えにおいても重要な役割を果たす。他者を意図を持った主体として理解することから、他者へ向けた共同注意の能力が発達する。そして、「子供が大人が何かに注意を向けさせる意図で音を発しているということを理解した時、はじめて子供にとってその音は言語になる」と論じられているように、他者理解の能力と共同注意の能力を言語を理解する前提とし、そこから人間は言語を習得していくというプロセス

が本書では描かれている。言語習得については、1960年頃からのいわゆるチョムスキー革命によって、言語を生み出す本能を人間は持っており、それが発現していくという言語生得説が主流をなしてきた。トマセロ自身も、言語習得において、生物学的な遺伝に基礎がある部分があるのは否定しない。しかしながら、従来の言語生得論者が、多くの言語能力を生まれながらの能力とした立論を、細かな実証的なデータをもとに覆していくのが本書の醍醐味の一つとなっている。たとえば、多くの言語生得論者が、人間は、言語習得の最初から抽象的な構文操作をしており、それは人間の持つ生得的な能力であるとしているのに対し、子どもは、初期においては抽象的な構文操作などできず、最初は単なる一語文、続いて「動詞の島」をバラバラに扱うようになるだけで、抽象的な構文操作ができるようになるのは、かなり後の段階だとされている。このプロセスはまだ未解明のところが多いが、今後の言語習得研究の中心的なテーマとなっていくことが予想される。

本書はまた、周到的な訳者解説が附されており、本文中では、あまりはっきりしていなかった言語生得論者内部の対立などもうかがい知ることができる。その中に「ヒトの認知をめぐるは、「生まれ(nature)か育ち(nurture)か」という粗悪な二分法が見られるが、発達のプロセスを真に解き明かすためには、生物学的な遺伝と文化的な継承とが相互に作用し、ダイナミックに展開される全体像を描きださねばならない」とあるが、この書物は、人類の歴史的な発達と人間の個人的な発達の両者において、まさにこのダイナミックなプロセスを論じ、今後の礎となる名著であるといえよう。



CAPS 現地調達レポ 「記憶と痕跡、そして 声」 ART SHOW 2006: TELOMERIC Vol.3 より

特別研究員 小宮山真美子

6月から特別研究員（ポ
ストドク）として着任した
小宮山真美子と申します。
「アメリカの表象研究」プ
ロジェクトに所属し、文学・
批評・写真などの記録/記
憶媒体から、日本と



アメリカの歴史および物
語を「証言」として読み直
す作業をしています。今回
は、7月19日から八戸美術
館で開催された「ICANOF
メディア・アートショー」で
のオープニング特別プログ
ラムのレポート、および7
月7日に「アメリカの表象」
研究会で発表されたダニ
エル・オニール氏（カリフ
ォルニア・パークレー校）
のレクチャーをご紹介します。

ART SHOW 2006: TELOMERIC Vol.3 より

青森県八戸市の市民アートサ
ポート ICANOF（由来は八戸
名産「イカの腑」との説も）
と八戸美術館が、Photogra
phers' gallery（東京新宿）
前島アートギャラリー（那覇）
の写真家たちを招いて開催
された『TELOMERIC（テロ
メリック）展』を訪ねた。
オープニング特別プログラム
として開催された『エドワ
ード・サイード / OUT OF
PLACE』（2006）の佐藤
真監督の映画上映、および
鶴飼哲氏（一橋大学教授 /
フランス文学・思想研究者）
による「カルトポスタルと
テレパシー（写真・郵便・
デリダ）」のレクチャーに
参加した。

これら一連のプログラムに
共通するのは、耳をそばだ
てなければ聞こえない他者
の<声>を拾い、遠くの人々
との共振を図るという試み
だ。それらは無意識に知覚
され、「遅延」のプロセスを
経てはじめて人々の意識に
たちのぼる。新潟水俣病を
扱った佐藤真監督のデビュー
作『阿賀に生きる』（1992）
は、スタッフ7名が阿賀野川
流域に生きる人々と3年間
共同生活を行って制作され
た。そこには公害病に苦し
む患者の姿は見え、川に寄
り添いながら生き

る村人たちの生きる姿が
丁寧に映し出されていた。
そして10年後に『阿賀の
記憶』（2004）で製作ス
タッフは再度、村人たちの
元を訪れる。荒れた田畑、
主が不在の囲炉裏から、見
るものはかつてそこにいた
老人たちの「死」を不意に
悟り、10年という月日が
奪ったものを認識する。し
かし、『阿賀に生きる』の
作品中に、前作『阿賀に生
きる』を野外で上映するシ
ーンを差し入れることで、
我々はスクリーンの上に、
ふたつの時間を捉える。阿
賀の闇夜に10年前の村人
たちの声と記録を回帰させ
たこの手法は、現在の村人
のみならず、それを見る我
々のオーディエンスの心にも
、水俣病の長い歴史を呼び
起こした。

また、鶴飼哲氏によるレク
チャーでは、デリダの著書
『カルトポスタル（絵葉書）』
のテキストを「テレパシー」
のテーマからアプローチす
るというユニークな論が展
開された。かの有名な精神
分析医であるフロイトです
ら、「精神分析とテレパシー」
（1921）では、夢とテレパ
シーの関係性を説き、精神
分析によりテレパシーを証
明できるかもしれないと期
待を寄せる傍ら、テレパシ
ーそのものの事象に対して
「私には判断がつかないの
です」と述べている。

デリダは、テレパシー（精
神感応）の仕組みを考察す
るにあたり、手紙や葉書、
電報や名刺など「書かれた
もの」を素材とし、それが
相手に「届けられる（＝郵
便）」可能 / 不可能性にな
ぞらえた。鶴飼氏は、遠隔
化されたもの同士の交信手
段である手紙や電話という
物質的伝達物が、テレパシ
ーという心的なエネルギー
を伴い「時差」を持って届
けられる仕組みを説いた。「
テレパシー」とは、ギリシャ
語の「遠い」と、相手と一
体になりたいという「パト
ス（感情）」が組み合わせ
た「遠隔の苦痛」から成り
立っている。オカルト的な
ものは苦手な私だが、終演
後、テレパシーの存在なら
ば信じられる気がした。

ICANOF Web <http://www.hi-net.ne.jp/icanof/>

プロジェクト活動コーナー 「アメリカの表象研究会」レポート

“Reinscribing Loss: Soseki and the Russo-Japanese War” D. CUONG O’NEILL

“Reinscribing Loss: Soseki and the Russo-Japanese War”

D. CUONG O’NEILL

University of California,
Berkeley East Asian
Languages and Cultures

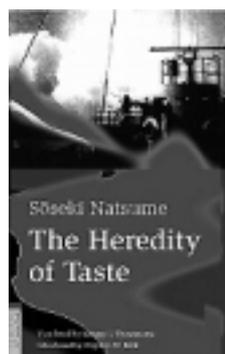
日本人なら、誰もが一度は手にしたことのある漱石の文学作品の中には、小説以外にもかなりの量の短編小説やエッセイなどが残されている。夏目漱石の短編「趣味の遺伝」は、『我輩は猫である』と同年の1905年、日本の近代化および帝国主義が本格化した日露戦争終結直後に書かれている。

7月7日に開催された「アメリカの表象」研究会では、カリフォルニア・パークレー校から新進気鋭の日本文学・文化研究者ダニエル・オニール氏を招き、「趣味の遺伝」について講義していただいた。

タイトルの“Reinscribe”とは「再び (re) 刻み付ける (inscribe)」という意味である。オニール氏によるとこのテキストには、日露戦争により軍事化・近代化へ意気揚々と突き進む日本国家の背後で「喪失したもの」が、ひっそりと刻み付けられているという。そしてそれらは、様々な「生 / 死」の形態としてテキストの中に織り込まれているのだ。例えば、暗い竹林に立つ美しい女と彼女が持つ白いハンカチは、戦死した男(浩さん)への追憶を、光と影のコントラストで強調している。また、凱旋で再会を果たした息子と老婆の姿は、同時に、再会する機会を奪われた浩さんを想起させる。

しかし、何よりも特徴的なのは、民衆の統一化(これはつまり、国粋主義化への動きともいえる)されつつあるエネルギーに対し、その抵抗ともいえる違和感を、語り手がフィジカルに感知する点である。物語の語り手は新橋の停車場で、日露戦争の凱旋帰還兵を出迎える群集に遭遇する。偶然のこととはいえ、滅多にお目にかかる機会ではない。語り

手は、兵士たちを待ち構える群集と共に凱旋パレードを見物することにする。やがて兵士たちが到着し、群集は一斉に「万歳！」を連呼し始める。しかし語り手は、熱狂的に帰還兵を出迎える民衆にうまく馴染めない。馴染めないどころか、その違和感を自分の「抵抗する肉体」を以って自覚する。語り手はどうかして周囲の「万歳！」の声に同調しようとするが、「小石で気管を塞がれたようでどうしても万歳が咽喉笛へこびり付いたきり動かない」のである。しかし群衆の「万歳」が止むと、語り手は胸の内に込み上げる波動に従い、両目からぼろりと涙をこぼす。



英訳された夏目漱石の『趣味の遺伝』

オニール氏は、「万歳」と声高に唱えることのできる人々を、近代国家のイデオロギーと化した「想像の共同体」(Imagined Community)と捉え、それに抵抗する者は、語り手のように「身体」(この場合、「声を出す」ための声帯)が群集との同化を拒んだと指摘した。そしてこのトラウマ的な身体の抵抗が、失われた者たちへの想像力を喚起し、語り手は、戦死した友人の「戦場の再現」部をテキストの上に生々しく書き付けることで、喪失を埋めようとする。

近代軍事国家の波がさらってゆく忘却 / 喪失の作用を巧みに導き出すオニール氏の論法は、斬新かつ刺激的で、参加者も大いに触発され、発表後のフロアとの質疑応答も大盛況だった。

(特別研究員 小宮山 真美子)

プロジェクト活動状況

- 7月7日(金)アメリカの表象研究会開催
18:00-20:30
テーマ：“Reinscribing Loss: Soseki and the Russo-Japanese War”
報告者：カリフォルニア大学バークレー校助教授・ダニエル・オニール
場所：西1号館4階アジア太平洋センター会議室
参加者：10名
- 7月9日(日)メディアと国家研究招聘研究者として、ケンブリッジ大学 Cambridge University(連合王国)教授・John Dunn ジョン ダンが「現代世界とデモクラシー」の研究のため来日(7月16日まで滞在)
- 7月10日(月)差別禁止法研究会開催 18:00-21:00
場所：西1号館4階アジア太平洋センター会議室
テーマ：経済学/心理学からのアプローチ
報告者：成蹊大学助教授・飯田高
参加者：6名
- 7月15日(土)メディアと国家研究会開催
15:30-18:00
テーマ：Civilizational Conflict and the Political Sources of the New World Disorder
報告者：ケンブリッジ大学教授・John Dunn
場所：10号館大会議室
参加者：25名
- 7月22日(土)アメリカの表象研究会開催
14:30-18:20
テーマ：“Games People Play: Grimm and Christmas’s Power Game in Light in August”
報告者：東京芸術大学非常勤講師・源中由記
テーマ：カタストロフィリア
報告者：慶応大学教授・巽孝之
場所：西1号館4階アジア太平洋センター会議室および3号館101教室
- 参加者：11名
8月5日(土)言語のダイナミズム研究現地調査のため海外出張(8月14日帰国)
出張者：成蹊大学助教授・森雄一
調査地：ブリスベン(オーストラリア)
目的：文献・聞き取り調査等のため
- 8月5日(土)アート・政治・アジア研究現地調査のため海外出張(8月24日帰国)
出張者：アーティスト・琴仙姫
調査地：マニラ(フィリピン)
目的：展覧会@学会「トラウマ・インタラプテド」事前ワークショップへの参加のため
- 8月15日(火)アート・政治・アジア研究現地調査のため海外出張(8月24日帰国)
出張者：アーティスト・呉夏枝
調査地：マニラ(フィリピン)
目的：展覧会@学会「トラウマ・インタラプテド」事前ワークショップへの参加のため
- 8月26日(土)言語のダイナミズム研究招聘研究者として、クイーンズランド大学 University of Queensland(オーストラリア)名誉教授・David Lee デイヴィッド リーが「言語のダイナミズム」の研究のため来日(9月4日まで滞在)
- 8月31日(木)言語のダイナミズム研究会(リー博士講演会)
場所：3号館101室
テーマ：Word Classes in Cognitive Linguistics(院生、研究者向け認知言語学講義通訳なし) 10:30~11:50
参加者：26名
テーマ：オーストラリア英語の構造(一般向け講演 通訳付き)
14:00~16:45
参加者：29名
報告者：クイーンズランド大学 Honorary Research Consultant(名誉教授)・David Lee

9月8日(金) 浅見パイロットプロジェクト現地調査のため海外出張(9月12日帰国)

出張者: 成蹊大学教授・浅見和彦

調査地: 上海(中国)

目的: 東アジア比較文化国際会議出席のため

9月11日(月) アメリカの表象研究現地調査のため海外出張(9月17日帰国)

出張者: 東京学芸大学助教授・若林麻希子

調査地: ニューヨーク(アメリカ合衆国)

目的: 当該プロジェクトにかかる調査研究・資料収集のため

9月16日(土) アメリカの表象研究会開催

14:30-18:00

テーマ: 「Celluloid Melville メルヴィル・リヴァイヴァル期の映像と身体」

報告者: 大和田俊之・慶応大学助教授

テーマ: 「『ヴァージニアン』をめぐる アメリカの「正義の暴力」の伝統」

報告者: 平石貴樹・東京大学教授

場所: 西1号館4階アジア太平洋センター会議室

参加者: 8名

9月23日(土) アート・政治・アジア研究会開催

13:00-18:00

テーマ: “フィリピン・アートセラピー・ワークショップ「House of Comfort」報告”

報告者: 嶋田美子・ア-ティスト

報告者: 呉夏枝・ア-ティスト

報告者: 琴仙姫・ア-ティスト

場所: 3号館203室

参加者: 22名

交流コーナー

7月1日(土) センター招聘研究者として、中国人民大学 Renmin University of China (中国) 教授 Xie Wangyuan シェ・ワンユアンが“犯罪収益の規制に関する日中比較研究”のため来日(7月31日まで滞在)

7月12日(水) センター主催拡大研究会開催

10:40-12:10

演題: 中国における犯罪収益の規制について
没収制度を中心に

講師: 中国人民大学教授・謝望原

場所: 西1号館4階アジア太平洋センター会議室

出席者: 26名

8月10日(金) 国際的学術活動に関する助成をうけて、文学部小林盾講師が会議開催地、カナダ(モントリオール)に出発(8月16日帰国)

8月20日(月) 国際的学術活動に関する助成をうけて、文学部大久保洋子教授が会議開催地、韓国(竜仁市)に出発(8月24日帰国)



CAPS Newsletter No.92

2006年10月15日発行

編集発行: 成蹊大学アジア太平洋研究センター
〒180-8633 武蔵野市吉祥寺北町3-3-1

☎ 0422-37-3549 (ダイヤルイン)

FAX 0422-37-3866

E-mail: caps@jim.seikei.ac.jp

Web: <http://www.seikei.ac.jp/university/caps/>